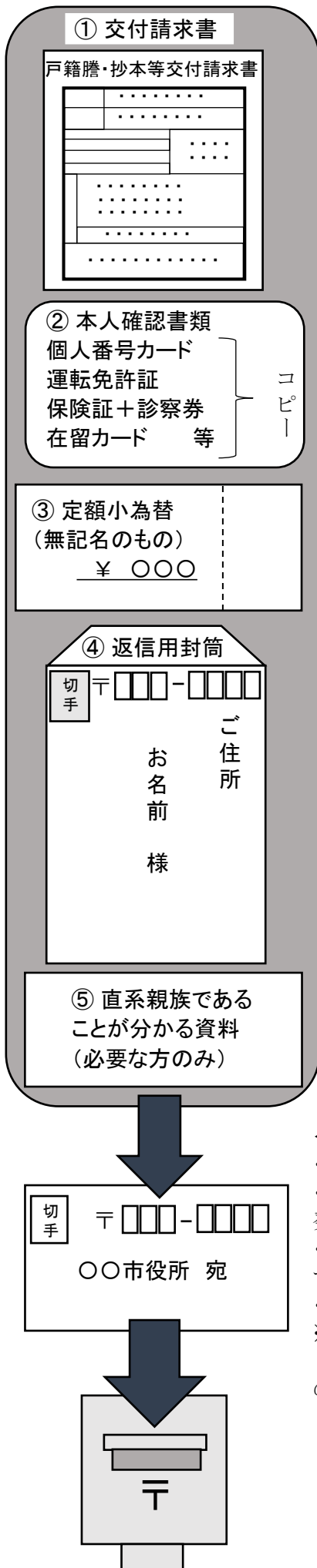


郵送での戸籍謄抄本等の取り寄せについて

【用意していただくもの】



① 交付請求書(裏面のもの)

② 本人確認書類(有効期限内のもの)

※ 本人確認書類に記載されている住所と証明書の交付先が異なる場合には、送付先の住所が記載されているものが別途必要です。

◇コピーが1種類で済むもの

個人番号カード、運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付き)、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたもの)等

◇コピーが2種類必要なもの

①の中から2つ、または①と②を1つずつ

- | | |
|---|---|
| ① | 保険証、国民年金などの年金証書、年金手帳、住民基本台帳カード(顔写真なし)、生活保護受給者証等 |
| ② | 診察券、社員証、学生証、本人名義の預金通帳、公共料金の領収書、キャッシュカード、クレジットカード等 |

③ 手数料

必要な通数分の定額小為替を郵便局で購入していただき、何も書かずに同封してください。

※ 出生から死亡・転籍までの戸籍が必要な場合、複数の戸籍ではじめて一連のものになります。

手数料は多めに同封願います。(余った小為替は返送させていただきます。)

④ 返信用封筒+切手

住民票上の住所、氏名を記入の上、切手を貼ってください。

原則、住民票上の住所に返送させていただいておりますが、特別な事情があり、住所地で受け取れない場合はあらかじめお問合せください。

⑤ 直系親族であることが分かる資料(必要な方のみ)

戸籍を請求できるのは原則、本人及び配偶者、または直系親族の方に限られます。請求する戸籍に記載されていない方で、米沢市に保管している戸籍で直系親族であることが確認できない場合は、関係が分かる戸籍謄本等の写しを同封してください。

<お願い>

- ・郵送の場合は、配達の日数と処理日数が必要ですので、余裕をもって請求してください。
- ・郵送料は、お客様負担になります。なお、料金不足が発生した場合には受取人払いで発送させていただきます。
- ・本人及び直系親族以外の方が請求する場合には、承諾書や疎明資料等が別途必要です。請求の理由及び送付された資料により、交付の可否を判断させていただきます。
- ・ご不明な点は、請求先の市区町村役場にお問合せをお願いします。

※罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。

お問い合わせ 〒992-8501 山形県米沢市金池5丁目2番25号
(請求先) 米沢市市民環境部市民課証明担当
TEL 0238-22-5111(代表) 内線3101・3103